

はじめに

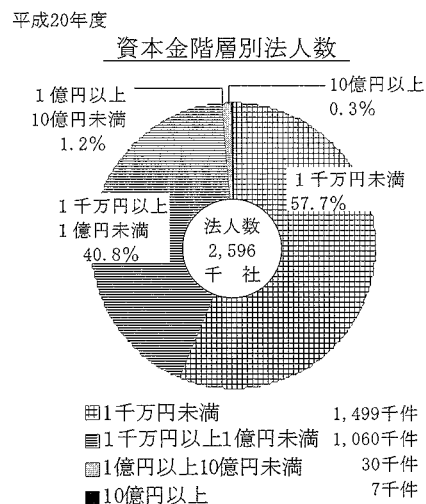
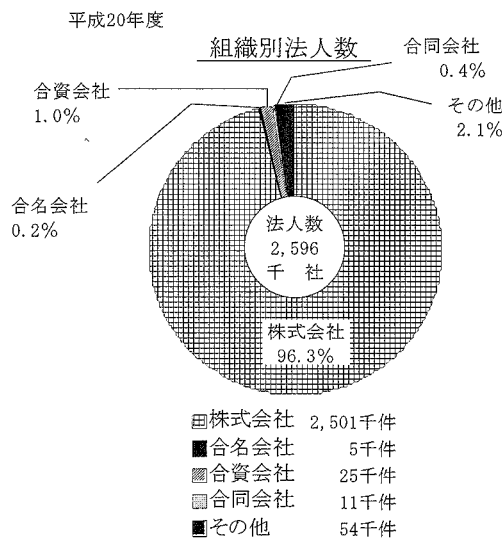
法人税法を学ぶに際し、法人税の国税収入に占める割合、法人税に関する法令、法人税の特色等について学習する。

学習のポイント

- 1 法人税とはなにか
- 2 法人税の国税収入に占める割合はどのくらいか
- 3 法人税に関する規定はどのようになっているか
- 4 法人税法はどのように構成されているか
- 5 法人税法はどのような特色を持っているか

1 法人税とはなにか

法人税は、株式会社、協同組合等の法人の所得を対象として法人に課される税金である。



「国税庁統計年報書」より

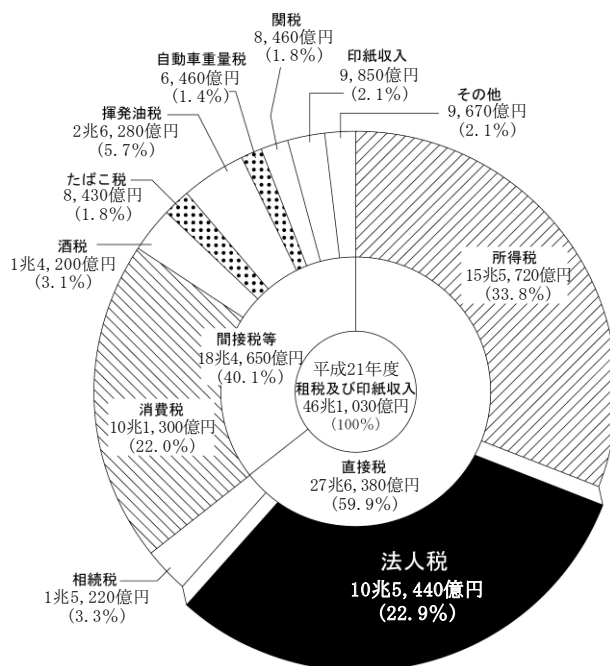
【参考】 会社法の施行に伴い有限会社法が廃止されたことにより、既存の有限会社は会社法の規定による株式会社として存続することとなるが、商号中に有限会社という文字を用いなければならない。

2 法人税の国税収入に占める割合はどのくらいか

法人税は、経済活動の主体である法人を納税義務者として、直接その所得を課税対象とする仕組みとなっている。平成22年度の国家予算において、法人税は国税収入の約16%を占めており、所得税（源泉所得税）及び消費税と共に財政資金の重要な財源となっている。

平成21年度

租税及び印紙収入の内訳（平成21年度一般会計予算額）

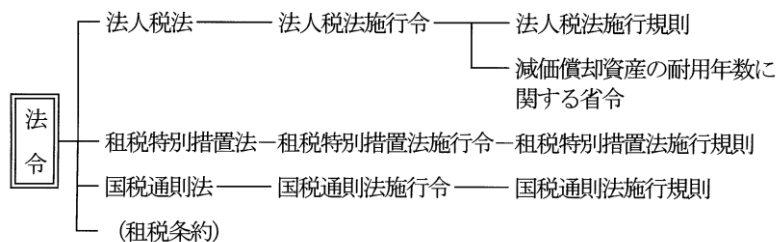


(注) 1 上記の計算は、平成21年度予算書によるものです。

2 所得税は、源泉所得税を含みます。

3 法人税に関する規定はどのようになっているか

法人税に関する法令は、法人税法以外にも、法律の委任により又はこれを実施するために法人税法施行令（政令）、同法施行規則（省令）があり、これらが一体となって法人税法を形成している。更に、法人税法の特例として、政策的な配慮に基づく課税上の特例が租税特別措置法に設けられている。また、これらの法令の解釈や適用に関して、数多くの取扱通達が国税庁において定められている。なお、このほかに各税法に共通な事項は国税通則法に規定されている。



【参 考】 通達

法人税関係の取扱通達の主たるものとしては、法人税基本通達、耐用年数の適用等に関する取扱通達、租税特別措置法関係通達（法人税編）があり、いずれも公表されている。

これらの通達は、国税庁長官が国税局長に対し、法人税関係法令の解釈や適用に当たっての取扱いを指示したものであり、職員はその取扱いに即して処理することが義務とされているが、納税者までも拘束するものではない。しかし、実務上は、税務当局の解釈や取扱いが確認できること等から、その指針として重視されている。

4 法人税法はどのように構成されているか

法人税法は、納税義務者、課税標準、税率、申告、納付等について5編164条の条文で構成されている。

- 第1編 総則（第1条～第20条）
- 第2編 内国法人の法人税（第21条～第137条）
- 第3編 外国法人の法人税（第138条～第147条）
- 第4編 雑則（第148条～第158条）
- 第5編 罰則（第159条～第164条）

5 法人税法はどのような特色を持っているか

法人税法は、所得税法と比べて次のような特色がある。

- ① 所得の計算に関して、所得税法は、所得をその源泉により10種類に区分し、その区分された所得の種類ごとにそれぞれ算出方法を規定しているのに対し、法人税法は、このような所得の種類を区分せず、特別に定めるものを除き法人の得た利益は法人の所得とし、また、その所得の算出方法も必要な事項のすべてを規定しているのではなく、会社法や一般に公正妥当な会計処理の基準によって計算された企業利益を前提とするなど相当部分を適正な企業会計の慣行にゆだねている。
- ② 所得の計算期間について、所得税法は暦年を基準としているのに対して、法人税法は法人が定款等によって定めた会計期間（事業年度）を基準としている。
- ③ 税率について、所得税法は超過累進税率であるのに対し、法人税法は原則として単一税率となっている。

